

文京区シンボルマークの使用に関する取扱要綱

28 文総総第 1221 号平成 29 年 3 月 15 日区長決定
改正 2020 文総総第 1584 号令和 3 年 3 月 25 日部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、文京区シンボルマークについて（平成 29 年 3 月文京区告示第 326 号）に定める文京区シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の範囲)

第 2 条 シンボルマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (2) 政治目的又は宗教目的を有するとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 文京区（以下「区」という。）の信用や品位を損なうような使用をするとき。
- (5) シンボルマークを使用するもの（以下「使用者」という。）が自己の商標や意匠にするなど、特定の個人や団体に独占的に利用されるおそれがあるとき。
- (6) その他区長がシンボルマークの使用について不相当であると認めたとき。

(使用の条件)

第 3 条 使用者は、シンボルマークの使用に当たっては、次に掲げる条件を守らなければならない。

- (1) シンボルマークを変形しないこと。
- (2) シンボルマークを他の意匠の一部として使用しないこと。
- (3) 届出の内容以外にシンボルマークを使用しないこと。
- (4) その他区長が必要があると認めたこと。

(使用の届出)

第 4 条 使用者は、文京区シンボルマーク使用届出書（別記様式。以下「届出書」という。）をあらかじめ区長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 区が使用するとき。
- (2) 区内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他区長が適当であると認めたとき。

2 前項に規定する届出は、文京区共催及び後援名義等の使用に関する事務取扱要綱（61 文総総発第 600 号）に基づき区又は教育委員会に対し共催又は後援を申請する事業に使用する場合は、共催又は後援の申請にシンボルマークを使用する旨を記載することで代えることができる。

3 この要綱に基づく届出に係る事務は、当該届出に係る事業に関連する事務を主管する課が所管する。

(使用の中止等)

第 5 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用を差し止め、又は

中止することができる。

- (1) 第2条に規定する使用の範囲に反するとき。
- (2) 第3条に規定する使用の条件に違反したとき。
- (3) 前条に規定する届出がなかったとき。
- (4) 前条に規定する届出に虚偽があったとき。

(区の責任)

第6条 使用者がシンボルマークの使用に関連して第三者に損害を与えたときは、区は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。